

石巻市監査委員告示第3号

令和2年2月19日付け石巻市監査委員告示第2号で公表した教育委員会の定期監査結果報告について、石巻市教育委員会教育長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和2年3月26日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

石教総第258号
令和2年3月23日

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 安倍太郎 殿

石巻市教育委員会
教育長 境直彦

監査結果に係る措置について

令和2年2月19日付け石監第22号で指摘のあったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 平成28年度の定期監査において指摘したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>体育振興課（追波川河川運動公園管理事務所）</p> <p>【収入事務】</p> <p>自動販売機に係る電気料の算定誤りについて</p> <p>設置を許可している自動販売機に係る電気料（実費徴収）について、算定方法の見直しはなされたものの、算定単価を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>なお、平成28年度の定期監査においても自動販売機設置に係る電気料の算定誤りについて指摘しているところであり、改善を強く求める。</p> <p>（内容：4～11月分）</p>	<p>体育振興課（追波川河川運動公園管理事務所）</p> <p>【収入事務】</p> <p>自動販売機に係る電気料の算定誤りについて</p> <p>今回指摘を受けた電気料の算定誤りについては、算定単価を誤っていたことによるものです。</p> <p>今回指摘のありました過小分 3,252 円については、納入業者に対し顛末を説明の上、納入手続きを行い3月末までに収入予定です。</p> <p>今後は、再発防止に向けて公有財産貸付料算定基準等の関係法令、電気料金、再生エネルギー単価等の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務</p>

<p>誤徴収額 82,618 円 正徴収額 85,870 円 過少徴収額 3,252 円</p>	<p>処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ってまいります。</p>
<p>体育振興課（にっこりサンパーク） 【収入事務】 自動販売機に係る電気料の算定誤りについて 設置を許可している自動販売機に係る電気料（実費徴収）について、算定に用いる契約種別の見直しはなされたものの、算定単価の正負を誤り、次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。 なお、平成28年度の定期監査においても自動販売機設置に係る電気料の算定誤りについて指摘しているところであり、改善を強く求める。 （内容：4～11月分） 誤徴収額 38,065 円 正徴収額 37,219 円 過大徴収額 846 円</p>	<p>体育振興課（にっこりサンパーク） 【収入事務】 自動販売機に係る電気料の算定誤りについて 自動販売機に係る電気料の算定誤りについては、7月から11月までの燃料費調整単価の正負を誤り、適正に事務処理を行わなかったことによるものです。 過大徴収分846円及び12月の過大徴収分437円の合計1,283円については、業者の了承を得て3月の電気料から控除して調整します。 なお、今後同様の誤りを防ぐため、電気料金請求の発議書に電力会社が公表している算定式及び算定式に代入する各単価を明記し、複数のチェックが出来るように改善しました。</p>

2 平成28年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>河南公民館 【基本的事項】 文書事務において、文書收受印、決裁日付印、公印押印者の押印漏れ等が見受けられたので、教育委員会文書取扱規程等に基づき適正に処理すること。 なお、本件は前回の定期監査で指導した内容であり、改善を強く求める。</p>	<p>河南公民館 【基本的事項】 今回指摘のありました不適正な文書事務については、教育委員会文書事務取扱規程等に基づき、次のとおり適正に処理を行ってまいります。 (1) 公文書等の文書收受印、決裁日付印、公印押印者の押印漏れ等については、改めて職員に教育委員会文書規定等を周知徹底させると共に、今後の事務処理に当</p>

	<p>たつては、担当及び文書主任のみならず、事務処理のチェックを河南公民館全員で徹底し処理してまいります。</p> <p>前回の定期監査で指導されたにも関わらず、今回、また指摘を受けることとなったことは、職員間の引継ぎが十分行われていなかったことが原因の一つと考えられます。</p> <p>今後は、指摘を受けたことを一番に引継ぎし、このようなことが起きないように適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>(令和2年2月20日実施)</p>
--	---

3 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況								
<p>河南公民館</p> <p>【団体管理事務】</p> <p>団体管理事務の不適正な会計処理について</p> <p>次のとおり不適正な会計処理が見受けられたので、会計処理が滞りなく進むための体制や基準を整え、今後、同様の事案が発生することのないように見直しを図られたい。</p> <p>1 河南地区青少年健全育成市民会議</p> <p>ア 会員から預かった賛助会費について、河南公民館の事務室に一定期間保管し、後日、当該団体の代表者に渡しているものが見受けられた。また、賛助会費を受領してから数日後に収入伺処理をしているものが見受けられた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">預り日</th> <th style="width: 25%;">預かった会費</th> <th style="width: 50%;">預金入金日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入伺日：7月5日 (59件※個人) 受領書月日：同日</td> <td style="text-align: center;">64,000円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">7月12日</td> </tr> <tr> <td>収入伺日：7月5日 (4件※団体) 受領書月日：同日</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	預り日	預かった会費	預金入金日	収入伺日：7月5日 (59件※個人) 受領書月日：同日	64,000円	7月12日	収入伺日：7月5日 (4件※団体) 受領書月日：同日	40,000円	<p>河南公民館</p> <p>【団体管理事務】</p> <p>団体管理事務の不適正な会計処理について</p> <p>1. 河南地区青少年健全育成市民会議</p> <p>ア 河南地区青少年健全育成市民会議の経理事務については、公金の取扱と同様に適正な事務を行うよう、複数の職員によるチェック機能が適正に働くように体制の確保を図ってまいります。</p> <p>また、賛助会費等を受領してから数日後に処理したり、支出を速やかに行わなかったりすることがないように、会長から通帳及び印鑑を預かり適切な事務処理を行うよう改善します。</p> <p>さらに、立替払いによる支払いは、</p>
預り日	預かった会費	預金入金日							
収入伺日：7月5日 (59件※個人) 受領書月日：同日	64,000円	7月12日							
収入伺日：7月5日 (4件※団体) 受領書月日：同日	40,000円								

収入何日：7月19日 (5件※個人) 受領書月日：7月5日	5,000円	8月7日
収入何日：11月21日 (1件※個人) 受領書月日：11月20日	1,000円	11月11日

イ 支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。また、その6件のうち3件の支出について、預金払出処理がされていないことから、出納簿残高と預金通帳残高に4,962円の差額が生じていた。

(ア) 会議室借用代（役員会）

- ・金額 500円（役員費）
- ・支出何 令和元年6月23日
- ・支払日 令和元年6月23日
(領収日付)
- ・預金払出日 監査日(12/18)現在未処理

(イ) 会議室借用代（総会）

- ・金額 1,600円（総会費）
- ・支出何 令和元年6月30日
- ・支払日 令和元年6月30日
(領収日付)
- ・預金払出日 監査日(12/18)現在未処理

(ウ) 総会お茶代

- ・金額 2,862円（総会費）
- ・支出何 令和元年7月4日
- ・支払日 令和元年7月4日（領収日付）
- ・預金払出日 監査日(12/18)現在未処理

(エ) 会議室借用代（少年の主張大会）

- ・金額 820円（少年の主張大会）

地方自治法上認められていないため、団体事務の経理においても、会計規則に定める資金前渡可能な経費については、必要最小限の現金を事前に預金通帳から払い戻し、業務完了後は速やかに精算金の預金を行うなど、今まで以上に現金の取扱には十分留意します。

イ 立替払いと認められるものについて

12月20日に団体会計における支出処理及び確認を行い、出納簿残高と預金通帳残高は一致しました。

(ア) 会議室借用代（役員会）

立替払いを行い未出金だったものについては、立替払いの精算処理を行い団体会計による支出何い及び支払処理をしました。

(イ) 会議室借用代（総会）

立替払いを行い未出金だったものについては、立替払いの精算処理を行い団体会計による支出何い及び支払処理をしました。

(ウ) 総会お茶代

立替払いを行い未出金だったものについては、立替払いの精算処理を行い団体会計による支出何い及び支払処理をしました。

(エ) 会議室借用代（少年の主張大会）

10月16日に立替払いを行っていたが、立替払いの精算処理を行い

<ul style="list-style-type: none"> ・支出 伺 令和元年 11 月 21 日 ・支払 日 令和元年 10 月 16 日 (領収日付) ・預金払出日 令和元年 11 月 21 日 (オ) 少年の主張大会に係る事務用品 ・金 額 87,825 円 (少年の主張大会) ・支出 伺 令和元年 12 月 2 日 ・支払 日 令和元年 11 月 14 日 ～同月 20 日 (領収日付) ・預金払出日 令和元年 12 月 2 日 (カ) 郵便切手代 ・金 額 4,670 円 (通信費) ・支出 伺 令和元年 12 月 2 日 ・支払 日 令和元年 11 月 6、7 日 (領収日付) ・預金払出日 令和元年 12 月 2 日 <p>ウ 預金通帳から支払額を払出後に支出 伺処理をしているものが見受けられ た。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 子育て支援ボランティア (貸出) ・金 額 5,000 円 (活動協力費) ・支出 伺 令和元年 7 月 14 日 ・支払 日 令和元年 7 月 14 日 (領収日付) ・預金払出日 令和元年 7 月 12 日 (イ) 旭山旗争奪野球大会 (共催) ・金 額 10,000 円 (活動協力 費) ・支出 伺 令和元年 7 月 31 日 ・支払 日 令和元年 7 月 31 日 (領収日付) ・預金払出日 令和元年 7 月 23 日 (ウ) かなんクロスカントリー大会実行委員会 (共催) ・金 額 10,000 円 (活動協力 費) 	<p>団体会計による支出伺い及び支払い 処理をしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> (オ) 少年の主張大会に係る事務用品 11 月 14 日から 20 日までに立 替払いを行っていた支払いについ て、立替払いの精算処理を行い団体 会計による支出伺い及び支払い処理 をしました。 (カ) 郵便切手代 11 月 6 日及び 7 日に立替払いを 行っていた支払いについて、立替払 いの精算処理を行い団体会計による 支出伺い及び支払い処理をしまし た。 <p>ウ 預金通帳から支払額を払出後に支出 伺処理をしていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 子育て支援ボランティア (貸出) 資金前渡可能な経費については、 必要最小限の現金を事前に預金通帳 から払い戻し、業務完了後は直ちに 精算金の預金を行うなど改善しま す。 (イ) 旭山旗争奪野球大会 資金前渡可能な経費については、 必要最小限の現金を事前に預金通帳 から払い戻し、業務完了後は速やか に精算金の預金を行うなど改善しま す。 (ウ) かなんクロスカントリー大会実行委員会 (共催) 資金前渡可能な経費については、 必要最小限の現金を事前に預金通帳
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・支出 伺 令和元年 12 月 4 日 ・支払 日 令和元年 12 月 4 日 (領収日付) ・預金払出日 令和元年 12 月 2 日 <p>2 河南民族芸能文化財保存協会</p> <p>ア 平成 31 年度河南文化協会年会費の支出に係る領収証書に領収月日の記載がない。</p> <p>イ 第 42 回石巻地方神楽大会チケット代の支出調書に領収証書が添付されていなかったため、領収証書の受領が困難な場合は支出(支払)証明書を作成し添付すること。</p> <p>ウ 支払日(領収日付)以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>(ア) 河南文化協会年会費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額 5,000 円(諸費) ・支出 伺 平成 31 年 4 月 17 日 ・支払 日 不明(領収日付なし) ・預金払出日 令和元年 5 月 28 日 <p>(イ) パネル製作費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額 15,000 円(事業費) ・支出 伺 令和元年 7 月 6 日 ・支払 日 令和元年 7 月 6 日 (領収日付) ・預金払出日 令和元年 7 月 18 日 <p>(ウ) 石巻地方神楽大会チケット代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額 25,000 円(諸費) ・支出 伺 令和元年 7 月 12 日 ・支払 日 令和元年 7 月 14 日 (領収書なし) ・預金払出日 令和元年 7 月 18 日 <p>(エ) プログラム用紙代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額 4,400 円(諸費) ・支出 伺 令和元年 11 月 1 日 	<p>から払い戻し、業務完了後は速やかに精算金の預金を行うなど改善します。</p> <p>2 河南民俗芸能文化財保存協会</p> <p>ア 領収月日を確認し記載しました。</p> <p>イ 支出証明書を作成し添付しました。</p> <p>ウ 支払日(領収日付)以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>(ア) 河南文化協会年会費</p> <p>4 月 17 日に立替払いを行っていたが、立替払いの精算処理を行い団体会計による支出伺い及び支払い処理を行いました。</p> <p>(イ) パネル制作費</p> <p>7 月 6 日に立替払いを行っていたが、立替払いの精算処理を行い団体会計による支出伺い及び支払い処理を行いました。</p> <p>(ウ) 石巻地方神楽大会チケット代</p> <p>7 月 14 日に立替払いを行っていたが、立替払いの精算処理を行い団体会計による支出伺い及び支払い処理を行いました。</p> <p>なお、支払い証明書の添付処理をしました。</p> <p>(エ) プログラム用紙代</p> <p>11 月 1 日に立替払いを行っていたが、立替払いの精算処理を行い</p>
---	---

- ・支 払 日 令和元年 11 月 1 日
(領収日付)
- ・預金払出日 令和元年 12 月 13 日

3 石巻市子ども会育成会河南支部

各子ども会から預かった令和元年度安全会費等(612,050円)について、河南公民館事務室内の手提げ金庫に最長で約1ヵ月間保管し、後日、当該団体の事務局長に渡していたことから、事故防止の観点から速やかに処理すること。

預り日	預かった会費	引渡日
4月27日(1件)	83,400円	5月31日
5月10日(2件)	271,400円	
同月11日(1件)	54,800円	
同月12日(1件)	132,350円	
同月24日(1件)	70,100円	

団体会計による支出伺い及び支払い処理をしました。

3 石巻市子ども会育成会河南支部

来年度は、各地区子ども会から入金のある4月・5月の期間は、会計担当者より通帳を河南公民館で預かり、速やかな入金処理を行うこととしました。

預かったお金は、金庫に入れロッカーには鍵を掛けて保管し、当日または翌日に入金処理を済ませることとしました。

体育振興課(河南中央公園)

【財産管理事務】

都市公園使用許可に係る使用料の算定誤りについて

都市公園施設設置・管理許可(石巻市(石教体)指令第16号)に係る使用料について、都市公園条例別表第2の備考5において「使用料の額が月額で定められているものについて、使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。ただし、使用期間又はその端数が15日以内のときは、月額の半額とする。」と規定されているが、その端数が15日未満であったにもかかわらず1月として算定を誤り、過大に徴収していたので、都市公園条例に基づき適正に算定されたい。

(内容)

体育振興課(河南公民館)

【財産管理事務】

都市公園使用許可に係る使用料の算定誤りについて

都市公園使用許可にかかる使用料の算定誤りについては、都市公園条例別表第2の備考5の適用を適正に行わなかったことにより生じた都市公園使用料の算定誤りです。

今回指摘のありました過大徴収額40円については、4月3日に支払うことで返還手続きを行っております。

なお、今後は、再発防止に向けて関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ってまいります。

<p>設置期間 令和元年7月19日から 令和2年3月31日まで</p> <p>正徴収額 680円 (80円×8月+80円÷ 2×1月)</p> <p>誤徴収額 720円 (80円×9月)</p> <p>過大徴収額 40円</p>	
<p>体育振興課 (牡鹿交流センター)</p> <p>【収入事務】</p> <p>自動販売機に係る電気料の算定誤りに ついて</p> <p>設置を許可している自動販売機に係る 電気料 (実費徴収) について算定を誤り、 次のとおり過少に徴収していたので、公 有財産貸付料等算定基準に基づき適正に 算定されたい。</p> <p>(内容: 4~11月分)</p> <p>誤徴収額 8,490円</p> <p>正徴収額 10,071円</p> <p>過少徴収額 1,581円</p>	<p>体育振興課 (牡鹿交流センター)</p> <p>【収入事務】</p> <p>自動販売機に係る電気料の算定誤りにつ いて</p> <p>今回指摘のありました4月から11月 分の過少徴収額 1,581円及び同様の算定 方法により請求しました12月分218円、 1月分177円、合わせて1,976円につい ては、3月6日付けで使用者に対し過少 分の納入手続きを行い、3月末に納入予 定となっております。</p> <p>また、2月分からは、適正な計算方法 により電気料を算定し請求しておりま す。</p> <p>今後は、再発防止に向けて公有財産貸 付料等算定基準等の関係法令、電気料金、 燃料費調整単価等の確認を徹底し、複数 の職員による確認を行うなど、事務処理 のチェック機能が適正に働くよう体制の 確保を図ってまいります。</p>